

APPEAL

発行者
JR 東海労関西地本
大阪台車検査車両所分会
2012年 5月 7日
NO.7

他労組組合員の皆さん！

他人事ではありませんよ！

3月29日、日本航空の従業員が会社更生法の名の下に司法では始めて、社員76人の整理解雇有効が東京地裁で極めて不当な判断が下されました。

弱いものから常に切り捨てられる社会！

いま私たちは職場で安全な車両をお客様に提供するために車両・運転・設備等で日夜努力しています。

しかし常に私たちは、経済状況や自然環境の影響を受けながら会社経営が運営されている限りいつ法の名の下に整理解雇されるかわかりません。

その場合にその矛先はまず社員に向けられ切り捨てられていくことは、今回の日本航空の事態を見ても明らかです。

会社経営のチェック機能は

労働組合の使命です！

組合員の努力に報いるために労働組合のチェック機能が重要です。そのために職場の声が十分に反映されていく環境づくりが不断に追求されなければなりません。

司法判断下る！！
会社更生法の適用で
整理解雇は有効？

操縦士76人敗訴

東京地裁

経営破綻して会社更生手

続き中だった日本航空から
整理解雇されたパイロット
76人が、解雇の無効確認を
求めた訴訟の判決が29日、
東京地裁であった。渡辺弘
裁判長は「人員削減は必要
で、目標人数の設定も合理
的だった」と述べ、解雇は
有効と判断したうえで、原
告の請求をほぼ棄却した。
会社更生法の適用下での
整理解雇をめぐる司法判断
は初めて。2人の原告につ
いては、減額された賃金分
の支払いを命じた。

私たちは職場の声を訴えていきます！